

第2次

いずみさの男女共同参画行動計画

改訂版



ひと

人ひとプラン

~ともに創る、女(ひと)男(ひと)の心豊かな未来~

平成30年(2018年)4月

 泉佐野市

はじめに

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成24年（2012年）4月に「第2次いずみさの男女共同参画行動計画（第2次人ひとプラン）」を策定し、平成29年（2017年）4月には「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」を施行し、様々な施策を総合的に進めてまいりました。

この間、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や社会経済の変化が進む中で、女性をはじめとする多様な人材が活躍できる社会の構築が求められ、国においても平成27年（2015年）に、これらを重要課題として位置づけた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

このような状況をふまえ、本市ではこのたび、「第2次いずみさの男女共同参画行動計画（第2次人ひとプラン）」の一部改定を行いました。今回の改定では、計画の一部を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づく「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」に位置づけました。今後は、本計画に基づき、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた施策をさらに推進し、誰もが生き生きと心豊かに暮らすことができるまちづくりに取り組んでまいります。

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、事業者・企業、関係団体・関係機関の皆様と連携・協働して取り組むことが不可欠です。皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の見直しにあたり、熱心なご審議をいただきました「泉佐野市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年（2018年）4月

泉佐野市長 千代松 大耕

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	2
(1) 人口減少社会の到来、少子・高齢社会の進行	2
(2) 経済情勢・雇用情勢の変化	2
(3) 世界・国・大阪府・泉佐野市のこれまでの動き	3
3 計画の位置づけ	7
4 計画期間	7
5 計画の基本的な考え方	7
(1) 計画のめざす姿及び基本理念	7
(2) 重点的に取り組む課題	9
第2章 計画について	11
1 計画の体系	12
2 計画の内容	17
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を実現するための意識改革	17
基本目標Ⅱ 政策方針決定過程への女性の参画	22
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画	24
基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	27
基本目標Ⅴ 自立と参加・参画を支える社会環境の整備	29
基本目標Ⅵ 男女の生涯を通じた健康・保持支援	31
基本目標Ⅶ あらゆる暴力の根絶	33
第3章 計画の推進体制	36
資料	39
用語解説（50音順）	40
男女共同参画社会基本法	42
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	45
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	50
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	52
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	58
暴力排除都市宣言	63
青少年を守る宣言都市	63
人権擁護宣言都市	63
泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例	64
泉佐野市男女共同参画まちづくり条例	66
泉佐野市男女共同参画審議会規則	69
泉佐野市男女共同参画審議会 委員名簿	71
泉佐野市男女共同参画推進会議設置要綱	72

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」は平成 11 年（1999 年）年 6 月に施行されて以来、「男女共同参画社会の実現は 21 世紀を活力ある社会にするための最重要課題」と位置づけ、内閣府をはじめ省庁横断的に取組みが進んでいます。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を、男女が、性別に関わりなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担う社会であることを定義しています。

泉佐野市においても「泉佐野市男女共同参画すいしん計画」の計画期間（平成 14 年（2002 年）～平成 23 年（2011 年））の中間年にあたる平成 18 年（2006 年）に、男女共同参画をめぐる社会状況の変化とこれまで実施してきた施策を踏まえ、「改訂泉佐野市男女共同参画すいしん計画」を策定し、計画的、総合的に取り組んできました。

しかし、さまざまところで男女の不平等や格差は存在し、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会と言い難いところがあります。

例えば、「泉佐野市男女共同参画すいしん計画」で掲げていた「各審議会等の女性委員の比率」の目標値は 30%でしたが、平成 23 年（2011 年）において 23.3%にとどまり、国や大阪府の割合を大きく下回っています。

また、平成 22 年（2010 年）度を実施した「泉佐野市男女共同参画市民意識調査」で、各分野における男女の平等感をみると、平成 13 年（2001 年）度を実施した時の割合とほとんど変化がないか、むしろ下回っている分野が多く、本市における男女平等があまり進んでいないことがわかります。

本計画では、男女の不平等や格差を解消し、全ての市民が暮らしやすい、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを市・市民・事業者が力を合わせ、総合的かつ計画的に実施するために、この行動計画を策定します。

2 計画策定の背景

（1）人口減少社会の到来、少子・高齢社会の進行

泉佐野市の人口は、平成 22 年（2010 年）の 100,758 人でピークをむかえ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、その後は減少しはじめます。同時に、15～64 歳の生産年齢人口は急速に減少し、15 歳未満の年少人口も確実に減る一方で、高齢者人口は大幅に増加していきます。

（2）経済情勢・雇用情勢の変化

泉佐野市における就業者数をみると、年々微増しています。その就業者に占める女性の割合をみると、平成 27 年（2015 年）は、44.5%であり、増加傾向にあります。

しかし、全国の雇用形態をみると、非正規労働者が増加傾向にあり、特に女性の場合は 2 人に 1 人以上が非正規雇用者です。こうした女性の非正規雇用者の場合、賃金は男性の正社員の約半分にとどまっています。

(3) 世界・国・大阪府・泉佐野市のこれまでの動き

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
昭和40年 (1965年)			●「暴力排除都市宣言」
昭和46年 (1971年)			●「青少年を守る都市宣言」
昭和50年 (1975年)	○国際女性年 ○国際女性年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」を採択 ○第30回国連総会で1976～1985年を「国連女性の10年」と決定	○総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置 ○国際女性年記念日本婦人問題会議開催	
昭和51年 (1976年)	○「国連女性の10年」始まる ○ILO(国際労働機関事務局)に婦人労働問題担当室設置	○離婚の際、旧姓に復するか夫の姓を名乗るか自由選択できるなど、戸籍法改正	○女性問題担当窓口を労働部労働課に設置
昭和52年 (1977年)		○「国内行動計画」策定	○知事の諮問機関として「大阪府婦人問題推進会議」設置
昭和53年 (1978年)			●「人権擁護都市宣言」
昭和54年 (1979年)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」を採択		○「大阪府婦人問題推進会議」から知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出 ○「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
昭和55年 (1980年)	○「国連女性の10年」中間年 第2回世界女性会議開催(コペンハーゲン) ○「女子差別撤廃条約」署名式開催	○「女子差別撤廃条約」に署名 ○配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立	○女性問題の総合的な窓口として、企画部府民文化室に婦人政策係を設置 ○審議会への女性委員の登用目標率を10%と設定
昭和56年 (1981年)	○「女子差別撤廃条約」発効	○「国内行動計画後期重点目標」を発表	
昭和57年 (1982年)			○企画部に婦人政策室設置
昭和58年 (1983年)			
昭和59年 (1984年)		○父系血統主義から父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立	
昭和60年 (1985年)	○「国連女性の10年」最終年 第3回世界女性会議(ナイロビ)で「2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」を採択	○生活保護基準額の男女差解消 ○女性の年金権を確立する国民年金法の一部改正 ○「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61年 (1986年)		○「男女雇用機会均等法」施行	○「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定 ○「大阪府女性問題懇話会」設置
昭和62年 (1987年)		○「西暦2000年に向けての国内行動計画」を策定	
昭和63年 (1988年)			
平成元年 (1989年)	○「子どもの権利条約」採択	○新学習指導要綱で中学・高校家庭科の男女共修化	●企画課に女性政策担当を設置 ●泉佐野市女性問題懇親会及び女性政策推進会議を設置
平成2年 (1990年)	○「ナイロビ将来戦略」の見直し勧告		●「女性問題についての意識調査」実施 ●女性問題つうしん「ふぁいん 21」創刊

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成3年 (1991年)		○新国内行動計画第1次改訂 ○「育児休業等に関する法律」成立(1992年施行)	○大阪府女性問題懇話会「第3期行動計画策定に向けての提言」提出 ○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」策定 ●人権推進課に女性政策係を設置 ●女性政策行動計画「いずみさの女性プラン21」策定
平成4年 (1992年)			●「小・中学生の性別役割意識と男女平等教育調査」実施
平成5年 (1993年)		○「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パート労働法)成立・施行	○「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成 ●「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」施行
平成6年 (1994年)	○国際家族年 ○国際人口・開発会議をカイロで開催	○総理府に男女共同参画室設置 ○「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定 ○「新ゴールドプラン」策定 ○「子どもの権利条約」批准	○府立婦人会館閉館 ○ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館 ●「女性の生活と意識に関する調査」実施 ●泉佐野市女性問題懇親会「女性センター(仮称)建設についての基本的な考え方」提言提出
平成7年 (1995年)	○国際寛容年 ○第4回世界女性会議(北京)で「行動綱領」を採択 ○「国連人権教育の10年」始まる	○育児・介護休業法成立・施行(1999年一部施行) ○ILO156号条約(家族的責任条約)批准	
平成8年 (1996年)	○貧困撲滅のための国際年	○「人権差別撤廃条約」批准 ○優生保護法の改正・施行(母体保護法) ○「男女共同参画2000年プラン」を男女共同参画推進本部決定	○大阪府女性センター問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出
平成9年 (1997年)		○「男女雇用機会均等法」改正(1999年全面施行) ○女子保護規定廃止を含んだ「労働基本法」改正(1999年施行) ○育児・介護休業法改正(1999年施行) ○「介護保険法」成立(2000年施行)	○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)—「新女と男のジャンプ・プラン」策定 ○「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定 ●いずみさの女性センター開設
平成10年 (1998年)			○「大阪府女性労働対策推進計画」策定 ●泉佐野市女性問題懇談会「いずみさの女性プラン21推進に向けての提言」提出 ●「改訂 いずみさの女性プラン21」策定
平成11年 (1999年)		○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立 ○男女共同参画社会基本法成立・施行 ○「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)策定	●「改訂 いずみさの女性プラン21実施計画」作成
平成12年 (2000年)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立・施行 ○「児童虐待防止等に関する法律」成立・施行 ○「男女共同参画基本計画」策定	○大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置 ●「改訂 いずみさの女性プラン21進捗状況実施計画」作成

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 13 年 (2001 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立・施行(2002 年一部施行) ○男女共同参画会議発足 ○「男女共同参画週間」開始 ○「女性に対する暴力をなくす運動」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府男女共同参画計画」(おおさか男女共同参画プラン) 策定 ●「改訂 いずみさの女性プラン 21 進捗状況実施計画」作成 ●「泉佐野市女性問題懇談会」を「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会男女共同参画推進計画策定部会」に移行
平成 14 年 (2002 年)			<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府男女共同参画推進条例」施行 ○大阪府男女共同参画苦情処理制度開始 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 男女共同参画推進計画策定部会」解散 ●「女性政策推進会議」を「男女共同参画推進会議」に改称 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画」策定 ●「改訂 いずみさの女性プラン 21 進捗状況」作成 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 実施計画」作成
平成 15 年 (2003 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○次世代育成支援対策推進法成立・施行 ○少子化社会対策基本法成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性政策係」を「男女共同参画係」に改称 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「児童虐待防止等に関する法律」改正・施行 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正・施行 ○育児・介護休業法改正(2005 年施行) ○児童福祉法改正・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成
平成 17 年 (2005 年)	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(第 49 回国連婦人の地位委員会)をニューヨークで開催	<ul style="list-style-type: none"> ○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ○男女共同参画基本計画(第 2 次)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成
平成 18 年 (2006 年)		○男女雇用機会均等法及び労働基本法改正(2007 年施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成 ●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画」(改訂 人ひとプラン)策定
平成 19 年 (2007 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○パートタイム労働法の改正(2007 年一部施行 2008 年施行) ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法改正)・(2008 年施行) ○「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府配偶者からの暴力防止及び被害者支援ネットワーク」設置 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況」作成 ●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 実施計画」(改訂 人ひとプラン)作成

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 20 年 (2008 年)		○児童福祉法・次世代育成支援対策推進法の改正 (2009 年施行他)	○「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設 ●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画」(改訂 人ひとプラン) 作成
平成 21 年 (2009 年)	○女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 ○第 6 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解	○男女共同参画シンボルマーク決定 ○「育児・介護休業法」の改正 (2010 年施行 他)	○「大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)を「大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)に改称 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定 ●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画」(改訂 人ひとプラン) 作成
平成 22 年 (2010 年)	○国連「北京+15」世界閣僚級会合(第 54 回国連婦人の地位委員会)をニューヨークの国連本部にて開催	○「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画」(改訂 人ひとプラン) 作成 ●「泉佐野市男女共同参画市民意識調査」実施
平成 23 年 (2011 年)	○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」発足		○「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 第 2 次泉佐野市男女共同参画すいしん計画 策定部会」を設置 ●「男女が元気でいきいき働く職場づくり」についての事業所アンケート調査実施
平成 24 年 (2012 年)	○ラオス人民民主共和国ビエンチャン特別市において「第 1 回女性に関する A S E A N 閣僚級会合」開催	○女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定	○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」策定 ●「第 2 次いずみさの男女共同参画行動計画」(第 2 次人ひとプラン) 策定 ●男女共同参画ひろめ隊登録開始
平成 25 年 (2013 年)		○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成 26 年 1 月施行)	
平成 26 年 (2014 年)	○第 5 8 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ○「すべての女性が輝く社会づくり推進室」の発足	●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」にて「男女共同参画推進条例制定」の提言
平成 27 年 (2015 年)	○第 5 9 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 ○第 3 回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択	○「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を閣議決定 ○「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	○O S A K A 女性活躍推進会議の設置 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」内に「泉佐野市男女共同参画推進条例策定検討委員会」設置
平成 28 年 (2016 年)		○「育児・介護休業法」改正(2017 年施行) ○「男女雇用機会均等法」改正(2017 年施行)	○「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定
平成 29 年 (2017 年)		○「育児・介護休業法」改正・施行	●「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」制定・施行

3 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「第4次泉佐野市総合計画（平成21年（2009年）～30年（2018年））」を上位計画として他の関連計画との整合性を図りながら、国の「男女共同参画基本計画」や大阪府における「おおさか男女共同参画プラン」を踏まえ、平成24年（2012年）4月に策定した「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」について、社会情勢の変化に対応するため、改訂版を策定するものです。

また、本計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけて施策を進めます。

4 計画期間

本計画は、第2次いずみさの男女共同参画行動計画（平成24年（2012年）度から平成33年（2021年）度までの10年間）について、社会状況の変化を踏まえて見直し、改定しました。

5 計画の基本的な考え方

（1）計画のめざす姿及び基本理念

この計画は、男性も女性もすべての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現を目的として、次頁の7つの基本理念に基づき、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会づくりをめざします。

用語の説明

ドメスティック・バイオレンス（DV）

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から繰り返し振るわれる暴力」と定義されている。被害者の多くは女性であり、その根底には男女の経済力の格差や社会的地位の差などといった社会的背景がある。「DVは犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害」といえる。

男女の人権を尊重する男女共同参画社会の実現

【基本理念】

(1) 一人ひとりの人権の尊重

性別に関わりなく、個人としての尊厳が重んじられること、直接的、間接的に関わらず差別的な扱いを受けないこと、すべての人が個人として能力や個性を発揮できる機会が確保されること、そして、あらゆる暴力が根絶されることが必要です。

(2) 社会における制度や慣行についての配慮

学校等における男女平等教育や生涯学習の充実、啓発活動を通じて、すべての市民がさまざまな活動にいきいきと参加・参画できるよう、固定的役割分担意識を前提とした制度や慣習、意識を見直すことが重要です。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市や民間の団体における方針の立案及び決定について共同して参画できる機会を確保されることが必要です。

(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女が相互の協力と地域や社会の支援を受けながら、家事、育児、介護その他の家庭生活と、職業生活、地域活動、生涯学習等を両立できるようにすることが必要です。

(5) 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮

男女が、それぞれの身体的な特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり心身ともに健康的な生活をおくれるよう配慮されることが必要です。

(6) 国際的視野の下での共同参画

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係性があります。日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な概念や考え方を重視し、国際的な協調を図ることが必要です。

(7) 市民と行政とのパートナーシップによる男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成の促進には、市民や市民活動団体、事業者、教育関係者との協働が欠かせません。情報の提供やその他の必要な措置を講ずるよう努めます。

(2) 重点的に取り組む課題

この計画の実効性を高めるために重点施策を設定して取組みを推進していきます。

① 男性にとっての男女共同参画の推進

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることです。しかし、固定的な性別役割分担意識は、男性により強く残っている現状があります。男性自身が「男らしさ」や「男はこうあらねばならない」という意識にとらわれ、男性の家庭や地域活動への参画の障壁となっているばかりか心身の健康を損なう要因にもなっています。

男性の意識変革や家庭・地域への参画を促す施策、心身の健康づくりなど総合的な施策を展開することが重要です。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要です。

② 子どもにとっての男女共同参画の推進

平成20年(2008年)秋の世界規模の金融危機以降、経済は回復の兆しがみえず、非正規労働者が増加しています。特に女性においては、2人に1人が非正規労働者で、国の男女共同参画施策においてもこうした困難を抱える人への対応や雇用・セーフティネットの構築について言及しています。

貧困を次世代に引き継がないという思いから、家庭や地域における男女共同参画を進め、女性を含む就労困難者が就労することができ、働き続けられるような男女共同参画施策を推進します。

また、未来を担う子どもや若者たちが、大人の固定的な性別役割分担意識や、そこから生まれる性差別意識などを受け継ぐことなく、男女共同参画の意味を正しく理解し、就労や家庭生活等において多様な選択ができるよう、学校や家庭での教育、さらには、生涯学習の場においても体験的な学習の機会を多く得られるよう進めていかなければなりません。

さらに、さまざまな情報や誘惑が氾濫する現代社会で、子どもたちが心身ともに健やかに成長することができるよう、食育や健康、性に関する正しい理解を促進する必要があります。配偶者からの暴力の中で、直接的な暴力を受けたり、暴力を目撃したりする子どもや、性犯罪の被害を受けている子どもなどが顕在化しています。子どもたちが、安全で安心して暮らせるよう、また、自己肯定感を育むことができるよう、家庭や学校、地域での取組みを推進するとともに、社会全体で子どもたちを支える環境づくりを進めます。

③ 実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進

将来にわたり、活力ある社会を維持していくためには、多様な人材を活用し、新たな発想を取り入れていくことが重要です。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識が根強く残っている中では、女性の意見が政策方針決定過程に反映されているとはいえないのが現状です。

たとえば、市内のある町内会では、女性が会長になれるように会則を変更した

例があります。こうした先進事例を収集し、公表するとともに市役所をはじめとして、市内事業所や地域団体などで男女が対等に活動に参画できるよう、女性に積極的に機会を提供するポジティブ・アクションを推進していきます。「男女共同参画社会基本法」平成 11 年（1999 年）6 月施行では、国の責務としてポジティブ・アクションをとることを明記しています。また、「改正男女雇用機会均等法」平成 19 年（2007 年）4 月施行第 8 条では、男女格差が生じている場合の女性管理職登用拡大などのポジティブ・アクション推進は、女性優遇にはあたらないとしています。

④ パートナーシップの推進

障害のある人、高齢者、外国人、性的マイノリティの人など個人により生活上の課題はさまざまですが、性別にとらわれることなく、男女一人ひとりの多様な生き方を尊重し、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現のためには、行政の取組みだけではなく、地域団体、市民活動団体、事業者、教育機関などさまざまな立場の人々とのパートナーシップをもって連携・協働した地域づくりに取り組むことが重要です。

本市の男女共同参画推進の拠点である「いずみさの女性センター」の機能（男女共同参画に関する情報の収集・提供、啓発講座の実施、相談、市民グループとの協働、人材育成等）を充実させ、より多くの市民が集い、交流できるよう、さまざまな立場の人々と連携・協働していきます。

⑤ DV対策の推進

DV、セクハラ等は人権侵害であると認識し、これらの暴力を許さない社会づくりに向けた啓発に努めます。特にDVは緊急かつ重大な社会問題であり、広範な対応が必要なことを踏まえ、平成 22 年に関係機関で構成する「DV相談担当者連絡会議」を設置するとともに、DV相談の連携や防止・啓発に関する学習機会の提供を図っています。また、大阪府の女性相談センターや大阪府子ども家庭センター等と連携して被害者の相談・支援を行っているところです。

しかし、市で実施している女性相談等でのDVに関する相談や緊急一時保護の件数は増加傾向にあり、今後一層の施策の充実が望まれています。この計画策定を機に関係機関と連携強化を図るとともに、高齢者虐待や児童虐待を含めた防止対策、DV被害者に対する相談、保護、自立などについて総合的な支援を行います。

⑥ 計画の実効性を高めるための数値目標の設定

男女共同参画に関する施策は多岐にわたるため、市役所内の連携が重要になります。計画の実効性を高め、総合的に推進していくために、施策の実施状況等を毎年取りまとめて進行管理を行います。そのために、基本目標ごとに数値目標を設けて各年の状況を把握し、公表します。

第2章 計画について

1 計画の体系

めざす姿 男女の人権を尊重する男女共同参画社会の実現

計画の基本理念

- (1) 一人ひとりの人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5) 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮
- (6) 国際的視野の下での共同参画
- (7) 市民と行政とのパートナーシップによる男女共同参画の推進

基本目標

I 男女共同参画社会を実現するための意識改革

基本課題	具体的施策
1 意識改革のための 広報・啓発活動の 充実	①あらゆる広報媒体を有効に活用した啓発の実施 ②啓発資料、啓発プログラムの作成及び活用 ③男女共同参画社会の実現をめざした啓発・研修事業 の実施
2 教育における男女 平等教育の推進	①保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校における 男女平等教育の推進 ②保育関係者・教職員を中心にした男女平等教育の実 現に向けた啓発・研修・情報交換の場の拡充 ③男女共同参画の視点による家庭教育の重要性につい ての保護者向けの啓発・学習機会の提供 ④教育相談等における人権尊重、男女共同参画の視点 に立った助言・支援 ⑤男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進
3 市職員の男女共同 参画意識の向上	①男女共同参画を推進するための職員に対する啓発・ 研修の拡充 ②男女共同参画の職場づくりを実現するための管理職 に対する啓発・研修の拡充 ③男女が対等なパートナーとして働ける環境づくり

基本課題	具体的施策
4 多様な選択を可能にする生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①女性のチャレンジに関する情報や学習機会の提供 ②男性のチャレンジに関する情報や学習機会の提供 ③子どもや若者のための学習や体験活動の推進
5 メディアにおける人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ①市の広報、発行物等におけるガイドラインの活用推進 ②情報教育の推進
6 男女共同参画に関する調査・研究と情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画に関する法令、国、大阪府などの他自治体、海外の情報、図書、資料の収集及び情報提供の充実 ②市の施設の活用や他市男女共同参画センター等との情報共有及び連携の推進 ③男女別データの収集等、男女共同参画に関するデータの収集及び調査

基本目標

Ⅱ 政策方針決定過程への女性の参画

基本課題	具体的施策
泉佐野市女性活躍推進計画 1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①審議会等への女性の登用推進 ②企業、地域団体等における女性の参画促進 ③市職員・教職員における管理職への女性の登用推進
泉佐野市女性活躍推進計画 2 女性の参画拡大のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ①ポジティブ・アクションに関する情報と学習機会の提供 ②企業や市役所における男女の職域拡大 ③公契約における男女共同参画のポジティブ・アクションの推進

基本目標

Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画

基本課題	具体的施策
泉佐野市女性活躍推進計画 1 雇用の場における男女平等の促進	①職場の男女平等を推進する事業所の取組みの支援 ②事業所や労働者等への職場の男女平等についての啓発・学習機会の提供 ③多様な働き方における就業条件の整備
2 地域の活動における男女共同参画の促進	①女性リーダーの発掘と育成支援 ②地域団体や市民活動団体との連携による男女共同参画の必要性の啓発・学習機会の提供
3 防災・防犯等における男女共同参画の推進	①男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災・復興体制の確立 ②防災・防犯分野への女性の参画拡大
泉佐野市女性活躍推進計画 4 就労の場における女性の活躍推進	①特定事業主行動計画の推進 ②起業をめざす女性への支援 ③労働相談の充実 ④ハラスメント防止対策の推進

基本目標

Ⅳ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

基本課題	具体的施策
泉佐野市女性活躍推進計画 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という考え方の周知	①仕事と生活のバランスのとれたライフスタイルについての啓発
泉佐野市女性活躍推進計画 2 子育て、介護支援の拡充	①育児・介護休業の普及促進 ②社会資源に関する情報提供の拡充 ③子育てや介護に関するサービスの充実
泉佐野市女性活躍推進計画 3 男性にとっての男女共同参画の推進	①長時間労働の見直し等、ワーク・ライフ・バランスを実現するための啓発・学習機会の提供 ②男性相談に関する情報提供と体制の整備 ③男性のネットワークづくりの支援

基本目標

V 自立と参加・参画を支える社会環境の整備

基本課題	具体的施策
1 高齢者、障害のある人、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉協議会・小地域ネットワークとの連携 ②高齢者や障害のある人の視点やニーズに沿った生活自立のための支援 ③外国人が安心して暮らせるための生活支援に関する情報提供の充実
2 ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭への経済自立や生活自立に向けた支援及び子育て支援の充実 ②ひとり親家庭等の当事者グループの育成と支援
3 総合相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①泉佐野市相談事業連絡会議の充実 ②相談事業の周知と利用の推進 ③さまざまな相談機関において相談に携わる相談員が男女共同参画の視点等への理解を深めるための研修の充実

基本目標

VI 男女の生涯を通じた健康・保持支援

基本課題	具体的施策
1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念の周知並びに学習機会の充実 ②性の多様性に対する配慮
2 生涯を通じた男女の健康の保持・増進のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ①性差に応じた健康管理の充実 ②健康を脅かす要因に関する情報提供、学習機会の充実 ③学校などにおける性教育の充実 ④メンタルヘルスの充実

基本目標

VII あらゆる暴力の根絶

基本課題	具体的施策
<p>1 あらゆる暴力を許さない社会気運の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①女性に対する暴力を許さない社会風土の醸成 ②女性に対する暴力予防のための情報提供と学習機会の充実 ③男女雇用機会均等法、ストーカー規制法、高齢者虐待防止法、児童虐待防止法、DV防止法等、法律の周知と学習機会の提供
<p>2 あらゆる暴力への対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①性犯罪の防止と被害対策の推進 ②相談しやすい体制の整備と適切な情報提供 ③子ども、高齢者、障害のある人、外国人の被害者への配慮 ④男女共同参画の視点を踏まえた適切な対応のための研修の充実
<p>泉佐野市DV防止基本計画</p> <p>3 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①DV被害の防止と早期発見の仕組みづくり ②安心して相談できる体制の充実 ③各種手続きにおける配慮 ④被害者の安全確保の徹底と連携の強化 ⑤生活基盤を整えるための中・長期的な支援の充実

2 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を実現するための意識改革

人口減少及び少子高齢化の進行が著しい中で、将来にわたって、真に豊かな暮らしを続けるためには、男女が対等なパートナーとして社会のさまざまな分野に参画していくことが重要です。

しかし、平成22年（2010年）度実施した「泉佐野市男女共同参画市民意識調査」の結果からもわかるように、性別に基づく固定的な性別役割分担意識は根強く、男女共同参画社会の実現の障害となっています。

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきたこうした意識であることから、一朝一夕に払拭できるものではありませんが、意識変革を進めるためのこれまで以上の広報・啓発活動や各種の調査・研究、情報の収集・提供に努めます。特に、男性や若者世代、企業に対して、男女共同参画の考え方を定着させるための取組みを積極的に展開します。

また、固定的な性別役割分担意識の解消や男女がともに多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現には、教育・学習の果たす役割は重要です。

老若男女が、家庭や学校、地域において、男女共同参画の考え方やそれに基づいた多様な学習や体験、成果の発表の機会などを享受できるよう施策を充実します。

メディアは、男女共同参画に関する正しい理解を広め、固定的な性別役割分担意識を解消していくことのできる有効な手段です。多様なメディアを活用するとともに、その一方で、女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象としてとらえるようなメディアに対しては、批判的にとらえることができるような能力（メディア・リテラシー）を育成します。

基本課題1 意識改革のための広報・啓発活動の充実

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
I-1-①	あらゆる広報媒体を有効に活用した啓発の実施	男女共同参画についての考え方を正しく理解し、それぞれの立場で推進していけるよう、「男女共同参画週間」「男女雇用機会均等月間」「女性に対する暴力をなくす運動」等の多様な機会を活用した広報・啓発活動を展開します	人権推進課 自治振興課
I-1-②	啓発資料、啓発プログラムの作成及び活用	男女共同参画の視点を社会のすみずみに届けるための啓発資料や啓発プログラムの作成を進め、それを活用した研修やセミナー、出前講座などを提供する機会を積極的に作っていきます。特に、方針決定過程に参画している立場の人や男性、次代を担う子どもたちを対象にしたものに力を入れていきます	人権推進課
I-1-③	男女共同参画社会の実現をめざした啓発・研修事業の実施	男性や若者世代など、これまで男女共同参画の考え方が浸透しにくかった対象に向けての啓発事業を展開します	人権推進課 関係各課

基本課題2 教育における男女平等教育の推進

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
I-2-①	保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校における男女平等教育の推進	子どもたち一人ひとりが、思いやりと自立の意識を育めるよう、学習指導要領等に基づいて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等、学校教育全体を通じて指導していきます。また、保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校における「かくれたカリキュラム」を見直します 発達段階に応じて、人権の尊重や男女の平等、男女が家族の一員として協力して家庭を築くことの重要性等について学べるよう、指導を充実します	学校教育課 子育て支援課 人権推進課
I-2-②	保育関係者・教職員を中心にした男女平等教育の実現に向けた啓発・研修・情報交換の場の拡充	保育・教育に携わる者が、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、意識啓発や研修の取組みを充実します	学校教育課 子育て支援課 人権推進課
I-2-③	男女共同参画の視点による家庭教育の重要性についての保護者向けの啓発・学習機会の提供	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供します。特に、家庭教育における男性の参画の重要性についての啓発や食育等の学習機会を積極的に提供するとともに、家庭教育に関する活動を地域で担う人材の育成を充実します	学校教育課 子育て支援課 健康推進課 人権推進課
I-2-④	教育相談等における人権尊重、男女共同参画の視点に立った助言・支援	教育相談等において人権尊重、男女共同参画の視点に立った助言・援助をします	学校教育課 子育て支援課 人権推進課
I-2-⑤	男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進	男女共同参画の視点をキャリア教育に活かし、性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導等を推進します	学校教育課 子育て支援課 人権推進課

用語の説明

かくれたカリキュラム

ジェンダーや固定的な男女の性別役割分担意識を学校教育・生活の中で無意識のうちに児童・生徒に伝達しているものをいう。学習活動の場面での教師の考え方や何気ない言葉・動作、学校行事における男女の役割分担、男子が先に並ぶ男女別名簿などがあげられる。

キャリア教育

進学や就職に焦点を絞らず、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や勤労観、職業観を育み、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を身につけること。

基本課題3 市職員の男女共同参画意識の向上

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
I-3-①	男女共同参画を推進するための職員に対する啓発・研修の拡充	すべての市民が住んで良かった、これからも住み続けたと思える泉佐野市を実現するためには、多様な視点が重要であることや、男女共同参画社会を実現するためにはその施策を担う職員自身が男女共同参画についての正しい認識をもつことが必要であるという観点に立った啓発や研修を拡充します	人事課 人権推進課 全部局
I-3-②	男女共同参画の職場づくりを実現するための管理職に対する啓発・研修の拡充	管理職が職員に与える影響は、市政に与える影響でもあることから、すべての管理職が男女共同参画の意義について正しく理解し、男女共同参画施策を市役所全体で取り組めるよう、啓発や研修の機会を充実します	人事課
I-3-③	男女が対等なパートナーとして働ける環境づくり	性別による職務の偏りやセクシュアル・ハラスメントなどを点検し、男女が職場のパートナーとして人格を尊重し、いきいきと働くことのできる職場づくりを進めます	全部局

基本課題4 多様な選択を可能にする生涯学習の推進

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
I-4-①	女性のチャレンジに関する情報や学習機会の提供	社会活動や再就労、キャリアアップなど、女性のさまざまなチャレンジに関する情報収集・提供と学習機会の提供を充実します	まちの活性課 子育て支援課 生涯学習課 人権推進課
I-4-②	男性のチャレンジに関する情報や学習機会の提供	家事、育児、介護や地域での活動などに参画できるよう、ロールモデルの紹介や生活能力アップのためのセミナーの開催、当事者グループの育成などを推進します	子育て支援課 高齢介護課 生涯学習課 健康推進課 人権推進課

用語の説明

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのことをいう。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていることが多く、雇用の場のみならず、近年では、学校や地域においても問題となっており、権力や力関係のある場面ではどこでも起こりうるということが認識されるようになった。

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際の模範となる人物のことをいいます。

「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
I-4-③	子どもや若者のための学習や体験活動の推進	職業観・勤労観、職業に関する基礎的・基本的な知識・技能を身につけ、自己の進路を主体的に選択・決定することができるよう、小・中学校において発達段階に応じたキャリア教育を行います。また、子どもや若者が地域の中でさまざまな体験的学習ができるよう、民間活動グループなどと連携しながら活動機会を提供します	生涯学習課 政策推進課 青少年課 まちの活性課 学校教育課 人権推進課

基本課題5 メディアにおける人権の尊重

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
I-5-①	市の広報、発行物等におけるガイドラインの活用推進	人権やジェンダーの視点を踏まえた広報や発行物を提供できるよう、表現ガイドラインの活用を促します	自治振興課 人権推進課
I-5-②	情報教育の推進	学校教育や社会教育の中で、情報格差の是正と高度情報社会に対応できるよう、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます	学校教育課 青少年課 自治振興課 まちの活性課 人権推進課

基本課題6 男女共同参画に関わる調査・研究と情報収集・提供

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
I-6-①	男女共同参画に関する法令、国、大阪府などの他自治体、海外の情報、図書、資料の収集及び情報提供の充実	わが国の男女共同参画施策が国連を始めとする国際的な女性の地位向上にかかる動きと連動して進んできたことを踏まえ国内外の男女共同参画に関する情報を収集するとともに、効果的な発信による情報提供を充実します	生涯学習課 学校教育課 文化財保護課 人権推進課
I-6-②	市の施設の活用や他市男女共同参画センター等との情報共有及び連携の推進	「男女共同参画週間」などの機会をとらえて、特別展示コーナーを設置するなど、男女共同参画の浸透のための役割を積極的に果たします	生涯学習課 学校教育課 人権推進課
I-6-③	男女別データの収集等、男女共同参画に関するデータの収集及び調査	男女の実情やニーズを的確に把握し、施策に反映させるために、各種市民意識調査を実施するとともに、男女間格差や不平等の実態を客観的に把握するために、各種意識調査の結果や統計データなどの男女別のデータを充実し、公表します	生涯学習課 学校教育課 文化財保護課 人権推進課

■計画推進の指標

		指標項目	現状値	目標値 (2021年)
I	1	「社会全体」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 10.4% 男性 20.1% (H27)	男女とも 50%
	2	学校教育の中で、男女平等・男女共同参画に関する授業を実施した回数	19回/年 (H28)	30回/年
	3	人権推進課主催の地域団体・事業所への、男女共同参画に関する研修を実施した回数	10回/年 (H28)	20回/年
	4	人権推進課主催の男女共同参画をテーマにした講座（ワイワイおしゃべりフェスティバル・人ひとセミナー・人権研究集会）やセミナーへの男性参加者割合	37.4% (H28)	50%
	5	「いずみさの女性センター」の登録グループ数	8グループ (H29)	15グループ

基本目標Ⅱ 政策方針決定過程への女性の参画

現在、泉佐野市の女性は、人口の半分、労働力人口の約40%を占め、また、地域活動などの分野での活動も担っています。しかし、これらの分野における政策方針決定過程への女性の参画は極めて低調であり、早急に解決すべき重要課題です。

企業、団体、地域等が、将来にわたって持続可能で多様性に富んだ繁栄を続けるためには、多様な人材の能力の活用が不可欠という観点に立って、多様な女性の能力の発揮の必要性についての認識を醸成します。

また、男女がともに政策方針決定過程に参画し、責任を担い、均等に利益を享受することができるよう、具体的な数値目標と期限を設定することによって実効性のある、多様なポジティブ・アクションを検討し、推進します。

基本課題1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の強化

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
Ⅱ-1-①	審議会等への女性の登用推進	「泉佐野市審議会等への市民参加の推進に関する規定」に基づき、審議会等委員の女性登用を進めるとともに、女性が委員に選任されやすい条件整備を行います	全部局
Ⅱ-1-②	企業、地域団体等における女性の参画促進	企業や地域の活動団体などに対してポジティブ・アクションについての啓発や情報提供、研修を推進します	まちの活性課 自治振興課 人権推進課
Ⅱ-1-③	市職員・教職員における管理職への女性の登用推進	市職員や教職員の管理職への女性の登用についての施策を進めます	人事課 教育総務課

基本課題2 女性の参画拡大のための環境整備

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
Ⅱ-2-①	ポジティブ・アクションに関する情報と学習機会の提供	企業や地域活動団体、市職員などに対してポジティブ・アクションの意義について正しく理解するための情報提供と学習機会の提供をします	自治振興課 生涯学習課 人権推進課 政策推進課 人事課
Ⅱ-2-②	企業や市役所における男女の職域拡大	職域が男女のどちらかに偏ることがないように配慮します	人事課 まちの活性課 政策推進課
Ⅱ-2-③	公契約における男女共同参画のポジティブ・アクションの推進	企業における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、介護や子育て支援などの取組みを促すという観点から、入札等の選考の際に取組みの推進を企業の評価項目のひとつとするしくみを検討します	全部局

■計画推進の指標

		指標項目	現状値	目標値 (2021年)
Ⅱ	1	市における審議会等の女性委員の割合 (※) 男女いずれか一方が40%未満とならない状態をめざします。	22.4% (H29)	40% (※)
	2	市(一般行政職)における女性の管理職(課長級・部長級)の割合	5.7% (H29.4.1)	10%
	3	自治会長の女性の割合	8.5% (H29)	10%

用語の説明

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画

就労は生活の経済的基盤であり、人間としての基本的権利でもあります。また、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要な意義があります。しかし、女性の就労の特徴をみると、年齢階級別労働力率は出産・子育て期にあたる30歳代で落ち込み、再び上昇するM字カーブを描いていることや、非正規雇用の割合が高いことなどがあり、男女間の格差が生じる要因となっています。

企業や自営業などを含めて、就労の場における男女の均等な機会と公正な待遇の確保への取組みを強化するとともに、女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるよう、非正規雇用における課題に取り組みます。

「地域」は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。また、地域の現状からみても、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等のさまざまな変化が生じており、男女がともに担わないと立ち行かなくなる状況となっています。

地域における政策方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、防災など、これまで固定的な性別役割分担や年齢層で担われている分野への男女双方の参画を推進します。

男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現のためには、女性が活躍できる場を充実させることが重要であり、就労の場における女性の参画拡大のための取組みをより一層推進していくことが必要です。

働きたい女性がライフステージに応じて多様な働き方ができるよう支援するとともに、就労の場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる環境づくりに取り組みます。

用語の説明

ダイバーシティ

「多様性」と訳され、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

M字カーブ問題

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を底辺とし、20歳代後半と40歳代前半が山になり、アルファベットのMのような形になる。結婚や出産を機に退職し、子育てがひと段落すると再び就労するという特徴があるためである。

基本課題1 雇用の場における男女平等の促進

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
Ⅲ-1-①	職場の男女平等を推進する事業所の取組みの支援	就労の場における男女平等の推進や仕事と家庭の両立の支援など、男女共同参画の推進に積極的な取り組みを行っている企業を公募、選考の上表彰するしくみを創設します	まちの活性課 人権推進課
Ⅲ-1-②	事業所や労働者等への職場の男女平等についての啓発・学習機会の提供	事業所や労働者等に対して、職場の男女平等を進めることの意義について啓発活動や学習機会の提供を推進します	まちの活性課 生涯学習課 人権推進課
Ⅲ-1-③	多様な働き方における就業条件の整備	パートタイム労働や派遣など、どのような働き方を選んでも格差が生まれないよう、就業条件の整備を働きかけます	まちの活性課 人権推進課

基本課題2 地域の活動における男女共同参画の促進

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
Ⅲ-2-①	女性リーダーの発掘と育成支援	地域活動や就労の場などで活躍する女性リーダーの情報を収集・集積するとともに、女性のロールモデルとして情報紙やセミナーなどを通して紹介していきます	人権推進課 まちの活性課
Ⅲ-2-②	地域団体や市民活動団体との連携による男女共同参画の必要性の啓発・学習機会の提供	地域における男女共同参画を普及するため、地域団体や市民活動団体と連携して出前講座の開催など啓発活動や学習機会の提供を推進します。また、地域において男女が協力しながら活動している先進事例等を収集し、さまざまな媒体を通して提供していきます	人権推進課 青少年課 障害福祉総務課 環境衛生課 まちの活性課 農林水産課

基本課題3 防災・防犯等における男女共同参画の推進

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
Ⅲ-3-①	男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災・復興体制の確立	男女共同参画の視点に立って地域防災計画を遂行するとともに、防災マニュアル等に女性や高齢者、障害のある人、外国人、子ども、乳幼児のいる家族等の視点が反映されるよう推進します	自治振興課 人権推進課 関係各課
Ⅲ-3-②	防災・防犯分野への女性の参画拡大	自主防災組織への女性の参加・参画を促進するとともに、被災・復興等の緊急時に固定的な性別役割分担意識にとらわれずに男女が協力し合えるよう、平時から対等な関係を築くための学習機会を充実します	自治振興課 政策推進課 人権推進課

基本課題4 就労の場における女性の活躍推進

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
Ⅲ-4-①	特定事業主行動計画の推進	泉佐野市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を推進します	人事課
Ⅲ-4-②	起業をめざす女性への支援	起業に関する情報収集・提供と学習機会の提供や起業に向けた相談体制の充実を図ります	まちの活性課
Ⅲ-4-③	労働相談の充実	働きやすい職場環境の整備に向け、関係機関と連携し、労働相談に関する対応を進め、相談体制の充実を図ります	まちの活性課 人権推進課
Ⅲ-4-④	ハラスメント防止対策の推進	職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどのあらゆるハラスメントの防止のための啓発・学習活動や情報提供を充実します	まちの活性課 人事課 人権推進課

■計画推進の指標

		指標項目	現状値	目標値 (2021年)
Ⅲ	1	「いずみさの女性センター」の利用者数	女性 2,885 人 男性 801 人 (H28)	女性 3,000 人 男性 1,500 人
	2	女性職員の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりをめざした研修の開催回数	2回/年 (H28)	2回/年
	3	「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	2社 (H28)	10社
	4	市主催の労働相談会の開催回数及び相談件数	1回/年、147件 (H28)	5回/年、400件

基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

男性も女性も一人ひとりの個性や能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現のためには、男性の育児・介護等の家庭への参画が不可欠です。近年では、男性の家庭への参画意識は徐々に高まっていますが、長時間労働等により実現できない状況があります。

長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものです。

また、ワーク・ライフ・バランスは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものです。

子育て支援策との密接な連携を図りながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを着実に進めていきます。

基本課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という考え方の周知

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
IV-1-①	仕事と生活のバランスのとれたライフスタイルについての啓発	企業や労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスとは何か、企業が取り組むメリット、取組みの進め方、取組み企業の事例紹介などを掲載した情報リーフレットの作成や市のホームページでの情報提供を充実します	まちの活性課 人事課 人権推進課 関係各課

基本課題2 子育て、介護支援の拡充

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
IV-2-①	育児・介護休業の普及促進	育児・介護休業法の周知徹底を図ります	まちの活性課 人事課 子育て支援課 高齢介護課 人権推進課 関係各課
IV-2-②	社会資源に関する情報提供の拡充	仕事と子育てや介護との両立を図るためのサービスについて情報提供を充実します	子育て支援課 高齢介護課 人事課 人権推進課 関係各課
IV-2-③	子育てや介護に関するサービスの充実	保育の施設・サービスや高齢者や病人の施設や介護サービスなどを充実します	子育て支援課 高齢介護課 健康推進課 障害福祉総務課 関係各課

基本課題3 男性にとっての男女共同参画の推進

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
IV-3-①	長時間労働の見直し等、ワーク・ライフ・バランスを実現するための啓発・学習機会の提供	「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、企業や労働者が仕事と生活の調和を図れるよう啓発活動並びに学習機会の提供を充実します	まちの活性課 人事課 生涯学習課 人権推進課 関係各課
IV-3-②	男性相談に関する情報提供と体制の整備	男性のワーク・ライフ・バランスの実現のため、固定的な性別役割分担意識や長時間労働の見直し、家庭や地域への参画に関する情報提供を充実するとともに、固定的な性別役割分担意識から生まれた生き方や家庭の問題、仕事や健康の悩みなどが男性でも気軽に相談できるように相談窓口を充実します	まちの活性課 人権推進課
IV-3-③	男性のネットワークづくりの支援	若者、子育て中の父親、定年前後の男性、介護を担う男性等のネットワークづくりを支援します	まちの活性課 自治振興課 人権推進課

■計画推進の指標

		指標項目	現状値	目標値 (2021年)
IV	1	市主催の育児・家事・介護セミナーへの男性参加者の割合 (※)男女いずれか一方が40%未満とならない状態をめざします。	38.9% (H28)	40% (※)
	2	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	女性 18.6% 男性 26.0% (H22)	男女とも 60%以上

基本目標 V 自立と参加・参画を支える社会環境の整備

単身世帯やひとり親世帯の増加や雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難な状況が幅広い層に広がっています。相対的貧困率をみると、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高くなっています。

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けることになります。一方、高齢男性の場合は、単身の男性の地域における孤立化が深刻な問題となっています。

また、高齢者であること、障害があること、外国人であること、女性であることにより複合的に困難な状況に置かれる場合があります。さらに、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

今後も、男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進めていきます。

さらに、生活上の困難に直面しやすい母子家庭等のひとり親家庭への支援については、さまざまな生活上の困難を断ち切るためにも、母親等の就業支援等の施策の充実を図ります。

基本課題 1 高齢者、障害のある人、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
V-1-①	社会福祉協議会・小地域ネットワークとの連携	防犯活動、高齢者の見守り、子育て支援活動などの地域活動に、多様な年齢層の男女がともに参画し、男女共同参画の視点を踏まえた活動が充実するよう、男女共同参画に関する情報や学習機会の提供を行うとともに、地域活動を行っている団体のネットワークの構築、連携を推進します	高齢介護課 障害福祉総務課 自治振興課 子育て支援課 人権推進課
V-1-②	高齢者や障害のある人の視点やニーズに沿った生活自立のための支援	個人として尊重される生活が営めるよう、男女共同参画の視点から個々人に必要な支援が異なることに留意しながら、生活や経済的な自立に向けた支援を充実します	高齢介護課 障害福祉総務課 人権推進課
V-1-③	外国人が安心して暮らせるための生活支援に関する情報提供の充実	多言語による情報提供や相談体制の整備、地域での交流の場の提供など、外国人やその子どもたちが安心して暮らせるための支援並びにその情報提供を充実します	生活福祉課 自治振興課 子育て支援課 人権推進課

基本課題2 ひとり親家庭への支援

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
V-2-①	ひとり親家庭への経済自立や生活自立に向けた支援及び子育て支援の充実	生活や子育て、就労支援等に関する情報や相談窓口についての情報提供を充実するとともに、母子父子自立支援員や就労相談員等が男女共同参画の視点に立ってアドバイスができるよう、相談担当者の研修機会を充実します	まちの活性課 学校教育課 子育て支援課 人権推進課
V-2-②	ひとり親家庭等の当事者グループの育成と支援	ひとり親家庭やステップファミリー、同性家族等さまざまな形態の家族が安心して暮らせるよう、啓発や学習機会の提供を図ります	学校教育課 子育て支援課 人権推進課

基本課題3 総合相談機能の充実

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
V-3-①	泉佐野市相談事業連絡会議の充実	泉佐野市相談事業連絡会議の機能連携の充実を図ります	関係部局
V-3-②	相談事業の周知と利用の推進	必要な時には誰でも気軽に相談できるよう、相談事業に関する情報提供や質の高い相談事業の提供を推進するとともに、身近な相談の場である地域包括支援センターや子育て支援センター等の相談支援及び連携の充実を図ります	人権推進課 健康推進課 高齢介護課 障害福祉総務課 学校教育課 子育て支援課 生活福祉課 まちの活性課 関係各課
V-3-③	さまざまな相談機関において相談に携わる相談員が男女共同参画の視点等への理解を深めるための研修の充実	さまざまな窓口で相談に従事する相談員が男女共同参画の視点で相談にあたるよう研修を充実します	人権推進課 関係各課

■計画推進の指標

		指標項目	現状値	目標値 (2021年)
V	1	泉佐野市相談事業連絡会議（研修会含む）の開催回数	2回 (H28)	2回
	2	相談員への研修の開催回数	12回 (H28)	20回

用語の説明

ステップファミリー

再婚などによって、血縁のない親子・きょうだいなどの関係を中を含んだ家族のこと。

基本目標VI 男女の生涯を通じた健康・保持支援

女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要になります。

一方、男性の場合は、過労死や更年期の問題について指摘されるようになっていきます。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提であり、自分自身の心身の状態や健康について正確な知識・情報を知ることが、主体的に健康を享受するために必要なことです。

男女のライフステージに応じた情報提供、相談窓口や学習機会の充実を図ります。

また、近年では、性の違いにより疾病の発生率が異なることや、同じ疾患でも治療方針や薬の効き方などが異なることなどが明らかになっていることから、男女の性差に応じた健康を支援するための総合的な取組みを推進します。

基本課題1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解の推進

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
VI-1-①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念の周知並びに学習機会の充実	子どもを産むか産まないか、産むとしたらいつ産むか等を選ぶ権利や安全な妊娠と出産、子どもが健康に生まれ育つこと等のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の考え方に立った自己決定権の重要性について理解の促進とそのため学習機会の充実を図ります	健康推進課 学校教育課 人権推進課
VI-1-②	性の多様性に対する配慮	性に関わる問題に対して、興味本位や偏見によらない理解を深めるための教育・学習を推進します	健康推進課 人権推進課 学校教育課 青少年課 子育て支援課

用語の説明

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障される考え方のこと。主な課題として、安全な性生活や、子どもをいつ何人産むか産まないかなどを決める自由や、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどがあげられる。

基本課題2 生涯を通じた男女の健康の保持・増進のための支援

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
VI-2-①	性差に応じた健康管理の充実	性差医療の重要性に関する普及啓発や性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策を推進します	健康推進課 高齢介護課 障害福祉総務課
VI-2-②	健康を脅かす要因に関する情報提供、学習機会の充実	若い世代の人工妊娠中絶やHIV感染症を含む性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒等について正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう、情報や学習機会の提供を充実します	健康推進課
VI-2-③	学校などにおける性教育の充実	発達段階に応じた性教育を充実します	学校教育課
VI-2-④	メンタルヘルスの充実	職場におけるメンタルヘルス対策として、長時間労働の抑制等に向けた働き方の見直しやパワー・ハラスメント防止等職場における良好な人間関係の実現に向けた取り組みに対する支援、自殺防止対策等を充実します	健康推進課 高齢介護課 国保年金課 障害福祉総務課 人権推進課 関係各課

■計画推進の指標

		指標項目	現状値	目標値 (2021年)
VI	1	乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 15.5% 子宮がん 24.9% (H28)	50%以上
	2	女性の心とからだの健康を保つためのセミナーの開催及び情報提供の回数	13回/年 (H28)	20回/年
	3	男性の心とからだの健康を保つためのセミナーの開催及び情報提供の回数	8回/年 (H28)	10回/年
	4	若者向けの性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙、薬物依存などに関する情報提供及びセミナーの開催回数	3回/年 (H28)	10回/年

用語の説明

性差医療

男女のさまざまな差異によって発生する疾患や病態、治療法が異なることを考慮しておこなう医療。

メンタルヘルス

精神面における健康のこと。心の健康、精神衛生、精神保健などとも呼ばれる。

パワー・ハラスメント

上司などがその地位と権力を利用して、部下など立場の弱い者に対して人権侵害を行ったり、達成不可能な目標を強要するなどの嫌がらせを繰り返したりする行為。

基本目標Ⅶ あらゆる暴力の根絶

性犯罪やDVなど暴力の根絶のためには、予防と早期発見・早期対応が重要です。また、DVを受けたあと、どこにも相談せず、一人で悩みを抱え込み、相談窓口が十分に活用されていない状況もあります。DVをはじめ、児童虐待、性暴力、ストーカー行為、人身売買等のあらゆる暴力の根絶のために暴力を許さない・見過ごさない意識を高めるとともに、被害者に寄り添った相談及び支援を行う体制づくりを進める必要があります。

なお、DVやセクシュアル・ハラスメント等の被害者の性別は限定されませんが、現実には女性の被害者が圧倒的に多く、そこには男女の性別による固定的な役割分担、男女の経済力の格差、男女の上下関係など社会構造上の問題があり、社会問題としての認識を浸透させる必要があります。あらゆる暴力を許さない社会風土をつくるため、子どもたちからの人権尊重の啓発や学習を充実していきます。

また、被害者の相談については、安全を第一に考慮し、さまざまな難題を伴うことに十分な配慮をするとともに、暴力の形態や被害者の属性等に応じた対応を一緒に考えていきます。

さらに、DV防止ネットワーク会議等を通して、関係機関との連携を強化し、被害者の自立支援等に向けた機能の拡充をめざします。

基本課題1 あらゆる暴力を許さない社会気運の醸成

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
VII-1-①	女性に対する暴力を許さない社会風土の醸成	女性に対するあらゆる暴力の根絶をテーマにしたフォーラムや講演会、講座などを開催し、女性に対する暴力を許さない社会風土を醸成します	人権推進課 障害福祉総務課 子育て支援課 健康推進課 学校教育課 青少年課
VII-1-②	女性に対する暴力予防のための情報提供と学習機会の充実	女性に対する暴力防止のための情報提供や啓発を充実させるため、高齢者、障害のある人、外国人等さまざまな人に情報が行き届くよう、情報媒体や提供場所の多様化に努めます	人権推進課 健康推進課 学校教育課 青少年課 生涯学習課
VII-1-③	男女雇用機会均等法、ストーカー規制法、高齢者虐待防止法、児童虐待防止法、DV防止法等、法律の周知と学習機会の提供	男女の人権を守るための法律について学ぶことで、DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、高齢者虐待、児童虐待等が犯罪をも含む人権侵害であることを理解し、暴力の根絶に向けて総合的に取り組みます	人権推進課 まちの活性課 市民課 学校教育課 健康推進課 青少年課 障害福祉総務課 子育て支援課 高齢介護課

基本課題2 あらゆる暴力への対策の推進

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
VII-2-①	性犯罪の防止と被害対策の推進	性犯罪から身を守る護身術や、セクシュアル・ハラスメントの防止教育、子どもの性被害対策に取り組みます	人権推進課 子育て支援課 健康推進課 学校教育課
VII-2-②	相談しやすい体制の整備と適切な情報提供	被害者が安心して相談できる相談体制を充実し、関係機関との連携により被害者支援を充実します。特に、DV防止ネットワーク会議等においては、情報共有と連携の強化を図ります	人権推進課 子育て支援課 学校教育課 健康推進課
VII-2-③	子ども、高齢者、障害のある人、外国人の被害者への配慮	子どもをはじめとする同伴する家族が安心して生活ができるよう心のケアも含め、継続的な支援に取り組みます。また、介護を要する高齢者や障害のある人、外国人の被害者に配慮し、関係機関と連携しながら、適切な施設による保護や支援に努めます	人権推進課 子育て支援課 学校教育課 高齢介護課 障害福祉総務課 健康推進課 生活福祉課
VII-2-④	男女共同参画の視点を踏まえた適切な対応のための研修の充実	被害者と直接接する警察官や婦人相談所職員、市職員、教職員、民生・児童委員、医師等に対して、男女共同参画の視点を踏まえた適切な対応のための研修を充実します	人権推進課 子育て支援課 学校教育課 障害福祉総務課

基本課題3 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援等の推進

	具体的施策	具体的施策の内容	主たる担当部署
VII-3-①	DV被害の防止と早期発見の仕組みづくり	民生・児童委員や地域子育て支援センターや保育所、認定こども園、幼稚園、学校、保健・医療機関、地域包括支援センター等と連携し、早期発見に努めます	人権推進課 関係各課
VII-3-②	安心して相談できる体制の充実	DV被害者が、相談したいときに相談できるよう、24時間体制の相談窓口や民間団体との連携などの整備を進めます	人権推進課 関係各課
VII-3-③	各種手続きにおける配慮	被害者の住民票や戸籍の取扱い及び閲覧制限について適正な措置を講ずるとともに、関係機関と連携し、加害者に被害者の個人情報漏れがないよう徹底します	市民課 関係各課
VII-3-④	被害者の安全確保の徹底と連携の強化	大阪府や警察、緊急一時保護所等との連携を図り、DV被害者の安全に配慮し、本人の意思を尊重した上で安心・安全な支援を実施します	人権推進課 関係各課
VII-3-⑤	生活基盤を整えるための中・長期的な支援の充実	DV被害者が安定した生活を送ることができるよう、自立に向けた情報の提供や継続的な支援を行います	人権推進課 関係各課

■計画推進の指標

		指標項目	現状値	目標値 (2021年)
VII	1	DV（デートDVを含む）防止啓発事業の実施	9回 (H28)	10回
	2	市内事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止啓発資料の配布	2回/年、346件 (H28)	2回/年、350件

用語の説明

デートDV

交際相手からの暴力のこと。身体的暴力のほかに強い束縛や行動の規制、性的な行為の強要、金銭を貸すように強要されたりする行為などがある。

第3章 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向け、市の推進体制を充実するとともに、市民、事業者、グループ団体等の協働による取組みを進めます。

1 計画を推進する体制の整備

① 男女共同参画推進会議

「泉佐野市男女共同参画推進会議（会長：市長）」において、泉佐野市の男女共同参画の推進に関する施策にかかる重要事項について審議します。各部局間の関連施策の総合調整を図り、施策の着実な実施による計画の総合的な推進を図ります。

② 男女共同参画審議会

市長の附属機関である「泉佐野市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に応じて計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議します。

③ 男女共同参画に関する職員研修の充実

男女共同参画の視点を養う職員研修を（市の関係団体も含め）実施します。

④ 「いずみさの女性センター」機能の充実

泉佐野市における男女共同参画を推進する活動拠点として、男女共同参画に関する情報の収集・提供、啓発講座の実施、相談、市民活動グループとの協働、人材育成等について、関係機関と連携して一層の機能の充実に努めます。

⑤ 市民との協働による推進

男女共同参画の視点を踏まえた市民、事業者、グループ団体等の協働による取組みを進めるとともに、活動の支援を推進します。

⑥ 国・府等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国・府等関係機関との連携につとめます。

2 計画達成へ向けた進行管理

計画の進捗管理

計画の達成度や主な施策の進捗状況を的確に把握・評価することができるよう、「計画推進の指標」を設定、毎年度の進捗状況を把握します。

■計画推進の指標一覧

基本目標	指標項目	現状値	目標値(2021年)
I	1 「社会全体」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 10.4% 男性 20.1% (H27)	男女とも 50%
	2 学校教育の中で、男女平等・男女共同参画に関する授業を実施した回数	19回/年 (H28)	30回/年
	3 人権推進課主催の地域団体・事業所への、男女共同参画に関する研修を実施した回数	10回/年 (H28)	20回/年
	4 人権推進課主催の男女共同参画をテーマにした講座（ワイワイおしゃべりフェスティバル・人ひとセミナー・人権研究集会）やセミナーへの男性参加者割合	37.4% (H28)	50%
	5 「いずみさの女性センター」の登録グループ数	8グループ (H29)	15グループ
II	1 市における審議会等の女性委員の割合	22.4% (H29)	40% (※)
	2 市（一般行政職）における女性の管理職（課長級・部長級）の割合	5.7% (H29.4.1)	10%
	3 自治会長の女性の割合	8.5% (H29)	10%
III	1 「いずみさの女性センター」の利用者数	女性 2,885人 男性 801人 (H28)	女性 3,000人 男性 1,500人
	2 女性職員の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりをめざした研修の開催回数	2回/年 (H28)	2回/年
	3 「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	2社 (H28)	10社
	4 市主催の労働相談会の開催回数及び相談件数	1回/年、147件 (H28)	5回/年、400件
IV	1 市主催の育児・家事・介護セミナーへの男性参加者の割合	38.9% (H28)	40% (※)
	2 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	女性 18.6% 男性 26.0% (H22)	男女とも 60%以上
V	1 泉佐野市相談事業連絡会議（研修会含む）の開催回数	2回 (H28)	2回
	2 相談員への研修の開催回数	12回 (H28)	20回
VI	1 乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 15.5% 子宮がん 24.9% (H28)	50%以上
	2 女性の心とからだの健康を保つためのセミナーの開催及び情報提供の回数	13回/年 (H28)	20回/年
	3 男性の心とからだの健康を保つためのセミナーの開催及び情報提供の回数	8回/年 (H28)	10回/年
	4 若者向けの性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙、薬物依存などに関する情報提供及びセミナーの開催回数	3回/年 (H28)	10回/年
VII	1 DV（デートDVを含む）防止啓発事業の実施	9回 (H28)	10回
	2 市内事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止啓発資料の配布	2回/年、346件 (H28)	2回/年、350件

(※) 男女いずれか一方が 40%未滿とならない状態をめざします。

資料

用語解説(50音順)

M字カーブ問題

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を底辺とし、20歳代後半と40歳代前半が山になり、アルファベットのMのような形になる。結婚や出産を機に退職し、子育てがひと段落すると再び就労するという特徴があるためである。

かくれたカリキュラム

ジェンダーや固定的な男女の性別役割分担意識を学校教育・生活の中で無意識のうちに児童・生徒に伝達しているものをいう。学習活動の場面での教師の考え方や何気ない言葉・動作、学校行事における男女の役割分担、男子が先に並ぶ男女別名簿などがあげられる。

キャリア教育

進学や就職に焦点を絞らず、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や勤労観、職業観を育み、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を身につけること。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

ステップファミリー

再婚などによって、血縁のない親子・きょうだいなどの関係を中に含んだ家族のこと。

性差医療

男女のさまざまな差異によって発生する疾患や病態、治療法が異なることを考慮しておこなう医療。

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのことをいう。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていることが多く、雇用の場のみならず、近年では、学校や地域においても問題となっており、権力や力関係のある場面ではどこでも起こりうることで認識されるようになった。

ダイバーシティ

「多様性」と訳され、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

デートDV

交際相手からの暴力のこと。身体的暴力のほかに強い束縛や行動の規制、性的な行為の強要、金銭を貸すように強要されたりする行為などがある。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から繰り返し振るわれる暴力」と定義されている。被害者の多くは女性であり、その根底には男女の経済力の格差や社会的地位の差などといった社会的背景がある。「DVは犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害」といえる。

パワー・ハラスメント

上司などがその地位と権力を利用して、部下など立場の弱い者に対して人権侵害を行ったり、達成不可能な目標を強要するなどの嫌がらせを繰り返したりする行為。

メンタルヘルス

精神面における健康のこと。心の健康、精神衛生、精神保健などとも呼ばれる。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障される考え方のこと。主な課題として、安全な性生活や、子どもをいつ何人産むか産まないかなどを決める自由や、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどがあげられる。

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際の模範となる人物のことをいいます。

「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政

策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日 法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

女子差別撤廃条約 昭和60年(1985年)批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなる問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平

和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する

差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権

利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助

言を含む。)を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理すること

につき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家から構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異な

る文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程

度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき

措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

平成 19 年 12 月 18 日調印

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

(仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 - ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 - ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

(働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

(共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高め

るものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国

や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

（企業と働く者）

（1）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（3）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（4）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・
第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者から

の身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動

を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、

速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じ

たとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類す

る共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九條 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八條の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八條の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七條及び第二十八條の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びにこ

第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

改正：平成二九年三月三十一日法律第一四号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 基本方針等(第五条・第六条)
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)
第三節 特定事業主行動計画(第十五条)
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)
第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)
第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべ

きものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計

画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」)と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた

目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第二項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない

ない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
(平二九法一四・一部改正)
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)
- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進す

るために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関す

る状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その

一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。))及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。))は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。))は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

暴力排除都市宣言

昭和 40 年 3 月 12 日

最近における暴力事件は、激増の一途をたどり、善良なる住民を恐怖と不安におとし入れ、あまつさえ、暴力組織同士の抗争によって平和であるべき住民を傷つけ、または死に至らしめていることは、法治国家として看過できず、まことに憂慮すべき事態というべきである。今にして、あらゆる暴力行為を絶滅しない限り、憲法に規定されている生命、自由および幸福追求の権利が無視され、基本的人権の行使と平和な日常生活の安定はどうてい望むべくもなくひいては、民主国家建設の大理念達成も期しがたいところである。

泉佐野市は、市民の平和で民主的な生活を守るため、あらゆる関係機関との統合的連けいをたもち民主社会の公敵たる暴力絶滅と暴力排除の態勢を確立する。いっさいの公共施設から暴力組織を締め出し、市民の総力をあげて粘り強い暴力追放の一大運動を展開し、暴力のない、明るい住みよい都市の実現を期する。

ここに泉佐野市を暴力排除都市とすることを宣言する。

青少年を守る宣言都市

昭和 46 年 1 月 18 日

未来を創造する健全な青少年の育成は全国民の願いであり、かつ重要な課題である。本市においても、青少年が真理を追究し、勤労を尊び、人間愛の精神にみち、そのほこりと責任をよく自覚し、人生に明るい夢と希望のもてるような環境と社会資源の整備および開発に努めるとともに、家庭、学校、社会のすべての関係者が協力して青少年の非行化防止のためにあらゆる活動を推進していくことが、極めて重要であると認め、ここに豊かにして実り多き泉佐野市の躍進を希求して、本市を「青少年を守る都市」と宣言する。

人権擁護宣言都市

昭和 53 年 3 月 28 日

我々は日本国憲法に基づき、基本的人権を人類普遍の原理として享有し、保障されている。しかるに、近代文明の飛躍的な向上は、一方において人間疎外、社会意識の希薄、道徳心の欠如、法秩序軽視の風潮をもたらし、基本的人権を阻害する事象を生みだしている。こうした社会情勢のなかにあって、人権意識の高揚を図り、真の民主社会建設を目指し、ここに「人権擁護都市」を宣言し住みよく明るい泉佐野市実現にまい進するため、市民総力を結集せんとするものである。

泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例

平成5年9月28日

泉佐野市条例第28号

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性等への差別など、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、重大な社会悪である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権擁護都市の建設をめざし、もって差別のない明るい国際都市・泉佐野市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第5条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細かな啓発事業の取組と啓発組織の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国・府及び人

権関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

第 8 条 削除

付 則

- 1 この条例は、平成 5 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 泉佐野市同和対策協議会条例(昭和 43 年泉佐野市条例第 16 号)は、廃止する。

附 則(平成 12 年 12 月 25 日泉佐野市条例第 34 号)抄 (施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 26 日泉佐野市条例第 22 号) この条例は、公布の日から施行する。

泉佐野市男女共同参画まちづくり条例

平成 29 年 3 月 27 日

泉佐野市条例第 2 号

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等という日本国憲法の基本理念を踏まえ、国際社会の動きと連動して男女平等の実現に向けた様々な取組を進め、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)が制定された。

泉佐野市においても、「いずみさの男女共同参画行動計画」を策定し、市民協働型事業をはじめ、各種の施策に取り組んできたところである。

しかしながら、少子化、ニート、引きこもり、シングルマザーの貧困、虐待、ドメスティック・バイオレンス等といった社会問題が次々と表面化している。これらの根本的な原因を解消し、真の男女平等の実現を図るためには、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が性別による相違点を認め合うとともに、互いに尊重し、助け合うことが必要である。

ここに、男女共同参画のまちづくりに取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民、事業者の役割を明らかにすることにより、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが生き生きと心豊かに暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び交際関係のある同居者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者又はこれらに準ずる親しい関係にある者が、その相手方に対し、身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動によりその者に不快感若しくは不利益を与えること又はその者の生活環境を害することをいう。

(4) マタニティ・ハラスメント 女性労働者が妊娠し、若しくは出産したことを理由に、その者に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うこと又は妊娠若しくは出産を事由とした言動により、その者の就業環境を害することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する機会が確保されること、男女間の暴力的行為が根絶されること及びその他の人権が尊重されること。

(2) 男女が相互に協力し、社会と調和して子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。

(3) 男女が、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。

(4) 男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画の推進に関する取組は、これまでの国内における取組と日本文化を尊重し、かつ多文化共生の視点を持って、国際社会における取組と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、市民及び事業者(以下「市民等」という。)と協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動を両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる権利侵害及び性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

(1) ドメスティック・バイオレンス

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) マタニティ・ハラスメント

(4) 前3号に掲げるもののほか、性別を理由とする権利侵害

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別を理由とする差別的取扱い又は男女間の暴力的行為を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現を行わないよう配慮しなければならない。

(推進計画の策定等)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するため、男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定に当たっては、泉佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(拠点施設の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

(広報活動等)

第11条 市は、男女共同参画について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市民等に対する支援)

第13条 市は、市民等が実施する男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等及び相談)

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する苦情又は意見を受けたときは、必要に応じて、適切に処理するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、第7条に規定する性別による権利侵害その他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害についての相談を受けたときは、必要に応じて、関係機関と連携し、適切に処理するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(泉佐野市附属機関条例の一部改正)

2 泉佐野市附属機関条例(平成12年泉佐野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

泉佐野市男女共同参画審議会規則

平成 29 年 3 月 31 日

泉佐野市規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成 12 年泉佐野市条例第 34 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、泉佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 人権問題に関し精通する者
- (4) 公募した市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席)

第 8 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことが

できる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。
- 3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市長公室人権推進課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

泉佐野市男女共同参画審議会 委員名簿

所属等	氏名
市民公募	牛山 太郎
泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会会長	川崎 一博
泉佐野市校園長会 泉佐野市立第三小学校校長	杉村 祐紀代
大阪府立大学大学院准教授	副会長 田島 朋子
泉佐野市人権を守る市民の会副会長	立山 眞吉
公益社団法人泉佐野市人権協会理事長	中藤 辰洋
岸和田人権擁護委員協議会泉佐野市地区委員会代表	中村 初美
ジャーナリスト	会長 細見 三英子
いずみさの女性センターネットワーク（IWN）代表	村田 恵子
市民公募	吉川 佐和子

(五十音順)

任期：平成29年7月1日から平成31年6月30日

泉佐野市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画政策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、泉佐野市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、推進会議の会議（以下「委員会」という）の議長となり、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会会議は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事)

第6条 推進会議に常任幹事及び幹事（以下「幹事等」という）を置く。

- 2 常任幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、本市職員のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
- 4 幹事等は、推進会議の所掌事務について委員を補佐する。
- 5 委員会会議の準備その他必要があるときは、常任幹事及び関係幹事をもって、幹事会又は専門部会を行う。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民協働部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

(委員)
教育長
全部長級


別表 2

(常任幹事)
政策推進課長
行財政管理課長
自治振興課長
人事課長
農林水産課長
まちの活性課長
生活福祉課長
障害福祉総務課長
高齢介護課長
健康推進課長
国保年金課長
子育て支援課長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
青少年課長
スポーツ推進課長

第2次 いずみさの男女共同参画行動計画
改訂版

第2次 人ひとプラン

～ともに創る、女（ひと）男（ひと）の心豊かな未来～

発行  泉佐野市市民協働部人権推進課

〒598-8550

大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の3

TEL (072) 463-1212 (代表)

FAX (072) 464-9314

発行年月 平成30年(2018年)4月